

令和5年度 事業計画

第1 はじめに

国は、地域共生社会の実現を目指し、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）が75歳以上を迎える2025年に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため「重層的支援体制整備事業」を創設した。

目黒区においても、「福祉の総合相談窓口」の新設、地域包括支援センターによる、区民の身近な保健福祉の相談窓口の整備を進めている。

令和3年度からは、コミュニティ・ソーシャルワーカーを社協に配置し、地域の課題の把握や社会資源の開発、支え合いの仕組みづくりにより、地域づくりを推進しており、毎年体制を拡充してきた。

社協では、目黒区から受託したコミュニティソーシャルワーク事業と地域支え合い体制整備事業などの推進により、地域の福祉課題の解決や支え合い活動の支援に取り組んでいる。

高齢者を中心に推進してきた地域包括ケアシステムの取組だけでなく、障害者、子ども等への支援、いわゆる「ダブルケア」、「8050問題」といった複雑化・複合化した福祉ニーズや、コロナ禍で顕在化した社会的孤立・孤独等に対応するため、目黒区が進める「包括的支援体制」と、地域住民、民生児童委員、ボランティア、町会・自治会、住区住民会議、企業やNPOなどと連携を図るとともに、誰一人取り残さない支援の仕組みづくりを進めていく必要がある。

また、生活福祉資金の特例貸付利用者などをはじめとする、生活困窮者への支援も大きな課題となる。

社協は、引き続き、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を図り、区民一人ひとりに寄り添って、制度の狭間や複数の生活課題により、既存事業では対応困難な事案の解決に取り組むとともに、分野を超えて、多様化・複雑化した地域課題に対応するため、既存の福祉サービスの充実など、取組の強化を図っていく。

地域で活動するさまざまな個人、団体、関係機関等と相互理解のもとで連携して区民とともに社協が行う福祉活動について、発展・強化させていく方向性を示し、5年間の社協の事業計画と経営上の取組をまとめた第4次社協発展・強化計画に基づく事業の実施も2年目となる。

コロナ禍で培ったICT活用のノウハウを生かしつつ、ポストコロナを見据えて、中止したり縮小したりしていた社協の各種事業を着実に進めていく。

なお、令和5年度末には目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の一体的な改定が見込まれることから、3計画の改定の方向性を視野に入れつつ、地域共生社会の実現に向け、目黒区と連携して事業を推進していく。

以上の視点に立ち、令和5年度においては、次の取組を行っていくこととする。

第2 重点的な取組

1 コミュニティソーシャルワークと生活支援体制整備事業との連携による解決力の向上

地域共生社会の実現のため、個別課題の支援から地域に共通する課題を引き出し、住民とともに新たな支援の仕組みを作り出していくコミュニティソーシャルワークの推進に社協組織全体として取り組んでいく。同時に、既存事業の充実・強化を幅広く図り、制度の狭間にある福祉課題や生活課題に対応できるよう個別支援機能を高めていく。

併せて、継続して取り組んできた「協議体」運営を中心とした生活支援体制整備事業との連携により、福祉の地域づくりを充実させていく。

(1) コミュニティソーシャルワークの推進

令和3年度から順次、増配置してきたコミュニティ・ソーシャルワーカーによる「個別相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を推進する。

地域包括支援センターや行政など各相談支援機関等と連携し、区民一人ひとりに寄り添って、制度の狭間や複数の生活課題により、既存事業では対応困難な事案の解決に取り組む。

環境の変化等により、個人や世帯が抱える課題は多様化・複雑化する中、地域のさまざまなイベントの場において出張相談を行うなど、課題解決に向けた地域へのアウトリーチ機能を充実させていく。

(2) 地域における支え合いの仕組みづくり

住民主体の多様な生活支援サービスを創り出すために、地域の団体・活動者等による話し合いの場である「協議体」の運営を通して、地域の情報や課題を共有し、支え合いに関するネットワークの強化を図っていく。

コミュニティソーシャルワークと生活支援体制整備事業との連携を図り、地域住民がともに支え合いながら地域福祉活動を展開していけるよう、人と人、人と地域を有機的につなぐ仕組みを整備し、地域の期待に応え、誰一人取り残さない地域づくりを支援していく。

2 成年後見制度の拡充

認知症や単身高齢世帯が増加する中で、成年後見制度の果たす役割の重要性が増しており、今後、さまざまな支援需要の増大が見込まれる。このため、「成年後見制度推進機関」に位置付けられる権利擁護センター「めぐろ」において、引き続き成年後見制度の周知・啓発、市民後見人養成講習、専門相談事業等の実施に努めるとともに、成年後見制度への円滑な移行を図るため、日常生活自立支援事業等の適切な運営を推進する。また、前年度に導入した相談管理及び業務管理システムを効果的に活用するため、計画的かつ効率的な運用に努める。

目黒区では、成年後見制度の一層の推進を図るため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、「成年後見制度利用促進計画」の策定に向けた調査・研究を進めている。社協は、目黒区の動向を踏まえながら、区長申立等による法人後見の受任や市民後見

人への引継ぎ等を適切に実施するとともに、目黒区の補助を受けて「終活」に関する講演会や、遺言、相続、任意後見契約等に関する相談会を実施するなど、めぐろ成年後見ネットワークと協働して、成年後見制度に関する幅広い普及啓発の拡充に取り組む。

第3 主な事業計画

I 社会福祉事業

1 法人運営事業

(1) 法人の運営の充実

社会福祉法（平成29年4月1日施行）に基づき、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化など、健全な法人運営に努めてきた。

令和2年2月から令和3年度は書面による決議をもって議案の決議とする状況が続いていたが、令和3年度には評議員及び理事の定数を見直し、新型コロナウイルス感染症の終息後も円滑な会議開催等ができるように、令和4年度はオンラインを併用した開催も試みた。

今年度も状況に応じた開催方法により、議決機関としての評議員会、執行機関としての理事会の適切な運営に引き続き努めるとともに、地域福祉の中心的な担い手としての役割を積極的に果たしていく。

(2) 人事管理制度の整備

多様化する地域課題に柔軟に対応し、区民の期待に的確に応えていくためには、さらに職員の資質と能力の向上を図る必要がある。このため、個々の能力と職責及び業績に応じ適切に評価する制度を実施しているところであるが、より一層効果的な運用に努め、社協の組織力の強化を図っていく。

ア 人材育成の充実

「社協人材育成方針」に基づき策定している「年間研修計画」に沿って、職場研修や集合研修を計画的・体系的に実施し、複雑化・複合化する地域のさまざまな課題の解決に向けて力を発揮することができる人材を育成する。

新規採用職員や経験の浅い職員の能力向上に向け、職場研修（OJT）や中堅職員を活用した実務研修を重点的に実施するなど、相乗効果が期待できる研修を継続して実施する。

イ 職員の処遇改善

福祉人材の確保が年々厳しさを増す中、長期的な人材確保策が求められている。無期雇用契約転換後の契約職員には昇給制度を設けたほか、希望する契約職員及び非常勤職員については、東京都社会福祉協議会の従事者共済制度に加入するなどの処遇改善に努めてきた。

令和4年度は、係長職員の増員配置のほか契約職員を正規職員に振り替えるなど、適正な人員配置により安定的な人材確保を図ってきた。今年度も適切な配置と処遇水準の向上に向けて検討を進めていく。

ウ 働き方改革への対応

労働基準法の改正を受け、年次有給休暇の計画的な取得を継続して推進する。勤怠管理システムによる労働時間（勤務時間）の把握・管理が可能であるため、今後

労働基準法の改正を受け、年次有給休暇の計画的な取得を継続して推進する。勤怠管理システムによる労働時間（勤務時間）の把握・管理を的確に行い、今後もさらなる適切な労務管理に努める。

（３）財政基盤の強化

積極的な事業展開と安定した財政運営を確保するために、自主財源確保策に取り組む。

ア 会員の拡大及び会費の確保

近年、会員数が逡減傾向にあるため、引き続き会員募集のポスター、チラシを作成し区内企業・福祉団体等に新規加入をお願いするとともに、社協ホームページの活用や社協だよりへの掲載を工夫する。また、令和４年度から導入したコンビニエンスストア決済による納入をさらにPRし、会員等の利便性を図るとともに新規会員の拡大と会費の確保に努める。

イ 広告料収入の確保

令和４年度はPRの効果もあり、社協だよりの企業等の広告が増えた。引き続き広告料収入確保に向けて企業等への働きかけを行うとともに、社協ホームページへの広告掲載についても検討する。

ウ 基金の有効活用

令和元年度に策定した基金活用事業計画に基づき、地域福祉基金のうち寄付以外の積立額を対象として、在宅福祉サービス事業とボランティア・区民活動事業の既定事業費の一部に毎年500万円、10年間で計5,000万円を充当する。今後も、寄付者の意向を踏まえた新規・臨時事業の実施など、基金の有効活用を検討していく。

エ 基金等の適切な管理・運用

大規模な金融緩和による超低金利が続き、基金等の運用益は低迷しているが、今後の緩和縮小局面に備え、長期金利及び預金金利の動向等を注視し、資金管理運用方針に基づいて、安全性・流動性・効率性を確保した基金等の適切な管理・運用に努める。

（４）社協発展・強化計画の推進

令和４年３月に改定した「目黒区社協発展・強化計画〔計画期間令和４（2022）年度から令和８（2026）年度〕」の２年目として、事業の着実な推進に努める。年度末には各事業の達成状況や最終的な内部評価を取りまとめ、理事会における点検・確認・修正を経て、評議員会に報告し公表する。

（５）地域における公益的な取組の実施と社会福祉法人との連携強化等

ア 地域における公益的な取組の実施

社会福祉法の改正により、全ての社会福祉法人が地域において公益的な取組（社会貢献事業）に取り組むことが義務付けられた。社協の事業のうち、地域福祉のつどいの開催、区民向けの防災講座の実施、ハンディキャブ運行事業、権利擁護事業（相談、講習会等）を公益的な取組と位置づけ、引き続き着実に実施していく。

イ 区内社会福祉法人との連携等

上記アのほか、既存の制度では解決が困難な福祉・生活課題に、地域の社会福祉法人が連携して対応するため、平成 29 年度に区内に本部のある社会福祉法人に呼びかけ連絡会を開催した。令和 4 年度に都内全社会福祉法人の公益事業推進協議会への加入が義務付けられたことから、新型コロナウイルス感染症の今後の動向を見ながら、連絡会（ネットワーク組織）の今後に向けた協議を開始する。

また、社協が実施する職員研修のうち、可能なものについては引き続き区内の社会福祉法人職員の受講を呼びかけるほか、民間障害者福祉施設職員の健康相談事業の効果的な運営に努める。

ウ 気仙沼市社協との交流

平成 28 年 11 月に気仙沼市社協と「災害時相互応援協定」を締結し、平成 29・30 年度と派遣研修等を実施し交流を深めてきた。令和元年以降は大規模水害や新型コロナウイルス感染症拡大により中断しているが、今後の動向を見ながら相互交流の再開に向けて取り組んでいく。

2 在宅福祉サービス事業

(1) 住民参加型事業の普及・理解促進

住民参加型サービス普及と理解促進のため、社協だよりや社協ホームページ等への掲載、ポスター・チラシの住区センターへの配布など、既存のツールを定期的・積極的に活用して周知する。その具体的内容として、利用会員と協力会員の生の声や想い、会員同士の心温まる交流エピソードを紹介するなど、広く区民に興味をもっていただける記事を掲載していく。

また、民生児童委員や事業者などの関係機関に向けて、目黒区民生児童委員協議会や目黒区介護事業者連絡会などの機会を活用した説明・周知を行う。

(2) 協力会員の人材確保

協力会員のモチベーションのアップと新規登録者の増を図るため、家事援助、介護援助、すっきりさせ隊の利用料金・謝礼金を 100 円引上げる。また、協力会員の資質向上と休眠会員の掘り起こしのため、車いす体験などの協力会員養成講座と組み合わせた協力会員募集やLINE・ZOOM等のデジタルスキル底上げのための研修を実施する。

(3) 利用会員と協力会員へのフォロー体制の充実・強化

令和 3 年度に実施した会員アンケートでは、職員による頻繁な訪問・電話連絡を望む声が多くあったことから、令和 4 年度は、安定した活動継続のための定期訪問をさらに充実させる仕組みづくりに取り組んできたところである。令和 5 年度は、この仕組みに基づく定期訪問を実施し、活動状況の確認や利用会員の声なき変化に気づくことができるフォロー体制の充実・強化を図っていく。

また、協力会員が円滑に活動継続できるよう、協力会員との連絡や活動のモニタリングを適切に行い、丁寧な支援を行う。

3 ハンディキャブ運行事業

目黒区は、平成 30 年度以降の移送委託事業を廃止し、介護タクシーや社協のハンディキャブの利用を推進している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用者数は逡減傾向であるが、今後も通院など一定の需要が見込まれることから、区内の狭隘道路事情等にも対応可能な軽自動車ハンディキャブを含め 3 台での運行を基本に事業を推進していく。

また、事業の維持、推進には運転協力員の確保が課題である。ボランティア登録をしている運転協力員が徐々に高齢化していることから、円滑に世代交代を図ることができるよう、新規登録についての周知や勧誘に引き続き努める。令和 4 年度は広報紙（社協だより）による周知により一定の効果が得られたため、令和 5 年度も継続する。

新規登録にあたっては、職員及び外部機関による、運転技量や利用者への対応能力等の審査を行い、安全な運行の確保に努める。

さらに、運転協力員に対しては、目黒警察署署員による安全運転講習会を年一回実施（3 月実施）するほか、日ごろの運転に関して運転協力員相互の情報交換を行っていく。

4 ボランティア・区民活動推進事業

地域福祉を取り巻く状況変化の中で、地域住民が主体となる「ともに支え合う仕組みづくり」が重要な課題となっている。地域の団体、組織及び個人がネットワークを構築し、地域の人たちとの情報交換や交流ができる活動の機会・場所を区民主体で創り上げ、社会的に孤立する人をなくしていくことが求められている。

このような地域づくりのため、ボランティア・区民活動センターでは、担い手の養成や活動内容の開拓、地域の中で何かをしたいという思いをもつ個人や団体への支援、人と人、人と団体をつなぐ役割を担い、地域で活動する団体等とのネットワークをさらに充実させ、地域福祉の基盤をより強固にしていく。

また、近年、全国的に大規模災害が多発している中で、被災地支援ボランティア活動の重要度が増すとともに、社協が設置・運営する「災害ボランティアセンター」への期待も一層高まっている。今後、社協全体の共通認識と平常時の備えが不可欠であることから、令和 4 年度に改訂された災害ボランティアセンターマニュアルに掲げる平常時の取組は社協全体で実施していくなか、災害ボランティアの普及・啓発等に取り組んでいく。

(1) ボランティア・区民活動センター事業

さまざまな分野のボランティア活動、NPO 活動などに参加する人や団体等を支援するとともに、人や団体間のネットワークづくりを一層強化していく。また、多くの人がボランティア・区民活動に参加できるよう幅広い情報提供や講座などを状況に応じて行う。講座・研修会の開催方法については、従来の会場での開催に加え、内容によりオンライン開催も併用し、参加者の利便性を図っていく。

ア 区民への情報提供

(ア) 情報コーナーについては、区民が気軽に立ち寄ることができ、必要とする情報を提供できるよう、整理・整備に努め、利便性の向上を図る。

(イ) ツイッター、フェイスブック等 SNS や社協 YouTube チャンネルを活用し、幅広い

世代に向けたボランティア・地域活動に関する最新の情報を発信していく。

- (ウ) 広報紙「ボランティアめぐろ」について、多くの区民に興味や関心を持ってもらえるよう、発行月により頁数を調整し内容にメリハリを付け、外注によるカラー印刷を用いるなどの工夫を重ねることで、読みやすい情報紙の提供に努める。また、区民が気軽に入手できる設置場所を新たに開拓し、配布先の拡充に努める。

イ ボランティアコーディネータ力の強化と均質化

職員のボランティアコーディネータ力をより高め、適切な支援を行えるよう、休館日のセンター会議を有効に活用し、情報交換や問題事例の検討などを通じて認識の共有化を図る。また、正副担当制の機能を維持・強化し、コーディネータの内容や質の平均化と全体的なレベルアップを図る。

ウ ボランティア・区民活動のための支援

- (ア) ボランティア登録者に対し、活動の機会を幅広く情報提供できるよう、活動先の活動内容や受け入れ状況等の把握に努める。特に、区内の福祉施設や地域活動団体等と連携・協力し、より多くの活動希望者が、円滑に安心して活動に参加できるよう支援する。
- (イ) ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、ボランティア入門講座「ボランティアはじめの一步」を開催する。また、地域支援課の各担当が合同で説明会を実施し、人的資源の充実を図る。

エ 福祉学習・研修活動の継続的な取組

- (ア) ボランティア・区民活動団体等と連携し、さまざまなボランティア・区民活動に関する学習の機会を設ける。また、センターに登録しているボランティア・区民活動団体との情報交換会を開催して団体間の情報共有を図り、団体が抱える運営上の共通課題等をテーマに話し合う場を提供するなど、団体同士のネットワーク構築に向けた取組を行う。
- (イ) ボランティアティーチャーの協力を得て、小・中・高等学校などの児童・生徒や企業の社員等を対象に、車いす・点字・手話等の体験学習やボランティアに関する講話等の福祉体験学習を継続的に実施するとともに、福祉体験学習を安定的に実施するため、新たな担い手の確保と育成に努める。
- (ウ) 今後も福祉体験学習を安定的に実施するため、既存のボランティアの協力を得ながら「ボランティアティーチャー養成講座」を開催し、新たな担い手の確保と育成に努める。
- (エ) 住区会議室や西ロビーを活用して各分野のボランティアグループやNPO団体と協働し、団体の活動を広く周知することを目的とした共催イベントやパネル展示を開催する。

オ 小地域福祉活動の推進

- (ア) 地域での居場所づくりには、活動する人と活動場所を開発することが重要となる。多世代交流など多様なふれあいサロン活動の推進に向けて、各グループや関係機関と連携しながら、より一層PRを強化し、参加者の増加を図っていく。子育てサロンに

については活動グループが減少傾向にあるため、引き続き既存のサロンと連携し地域の情報収集等を行いながら新規サロンの開拓に力を注いでいく。

また、広報紙等によりサロンを周知するとともに、空き家・空き部屋等の提供や情報を区民や団体等に向けて広く求め、担い手と協力者のマッチングを行っていく。

(イ) 既存のグループへの助成や広報協力、運営についての相談等、グループの実情に応じて必要な支援を行っていくとともに、新規につながった団体とも協働しながら関係性を築いていく。

(ウ) 介護保険の総合事業へ参入したミニデイサービスに対しては、団体の意向を尊重しながら、活動の安定性や継続性が保てるよう、目黒区と連携・協力して支援していく。

(エ) ボランティア・区民活動センターがこれまで取り組んできた地域づくりや居場所づくりの実践・ノウハウを活かしながら、CSW体制整備事業及び生活支援体制整備事業に取り組むコミュニティ・ソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターと連携・協力していく。

カ 車いす貸出・福祉機器リサイクルの実施

(ア) 社協が所有する車いすを歩行困難な高齢者・障害者等に貸し出す。各住区センターに設置している車いすについては、老朽化や不具合が生じた場合は随時対応し、区民が安全に利用できるように交換していく。

(イ) 介護用ベッドやポータブルトイレ、シャワーチェアなど区民が不用となった福祉機器の情報提供を受け、必要なかたにあっせんする。

(ウ) 社協が保管している使用可能な中古車いすを必要としている区民に譲渡し、有効活用を図る。

キ 使用済み切手の収集の実施

区内郵便局や関係団体、区民から寄付される使用済み切手は、買取業者に売却し地域福祉事業に還元する貴重な資源である。ここ数年、切手の寄付が減少しているため、広報媒体等を活用して収集ボックスが未設置の関係機関や企業等へ協力を呼びかけ、協力団体等を幅広く募る。

(2) 災害ボランティアの普及・啓発等

災害が発生すると被災地を応援したい災害ボランティアが各地から駆け付けることとなる。災害ボランティアが被災した人や地域の復旧・復興支援のために円滑に活動できるよう、社協は拠点となる災害ボランティアセンターを区と連携し迅速に立ち上げる任務を負っている。そのため、めぐろボランティア・区民活動センターでは、以下の取組を実施する。

ア 災害ボランティアの普及・啓発

区民に向けて、災害ボランティアセンター事業に協力してもらえる人材の発掘・育成を目的とした「災害ボランティア養成講座」を実施するとともに、災害時に備えたさまざまな研修や訓練等の情報を発信して普及・啓発し、参加者との協力体制を築いていく。

イ 関係団体との連携

(ア) 区及び関係機関並びに区内の防災関連団体等との情報交換に努めるとともに、地域

での防災訓練等に参加し、災害ボランティアセンターの周知に努める。

(イ) 東京都・大田区・品川区・渋谷区・世田谷区・目黒区の各社協及び災害支援NPO・NGO団体等で構成される連絡会である「城南ブロック災害担当者会議」を定期的に開催し、情報交換、企画会議を行っている。今後も、この連絡会活動に積極的に参加して、平常時からの連携・協力体制の構築に取り組んでいく。

5 助成事業

(1) 助成金交付事業

歳末たすけあい・地域福祉募金の配分金である地域福祉活動費を、高齢者団体等への行事助成、福祉施設への助成など各種助成金として有効に活用する。

(2) 共催事業

目黒区及び目黒区民生児童委員協議会と共催し、9月に区内老人クラブを対象に敬老福祉大会を実施する。

(3) 赤い羽根共同募金の地域配分（B配分）の推薦

赤い羽根共同募金地域配分（B配分）については、できる限り区内で有効活用し、地域福祉の向上に寄与できるよう、広く区内福祉施設・団体に対し募集の周知を行う。また、30万円を超える助成額が大きい全都配分（A配分）も区内で有効に活用できるよう、併せて周知を行う。

助成金の審査については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で例年より募金実績が減少していることから、より適切な運用がされるよう努める。配分推薦可能額を超える申請があった場合には、共同募金会目黒区配分推薦委員会において順位付けし、東京都共同募金会へ配分の推薦を行う。

6 生活福祉資金貸付事業

東京都社会福祉協議会から「生活福祉資金貸付事業」を受託し、低所得世帯や障害者、介護を要する高齢者のいる世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的として、貸付に関する相談及び資金の貸付を実施する。

複合的な問題を抱える生活困窮者からの相談も多く、総合的な支援を行うことがより一層求められている。このため当該貸付制度だけでなく、生活困窮者自立相談支援窓口を含めた関係機関との連携を強化し、情報の共有化や連絡体制の強化を図る。

資金管理面では、生活福祉資金管理データベースシステムを有効活用し、東京都社会福祉協議会と連携して償還事務の効率化を図り円滑な資金管理に努める。

なお、令和2年3月から開始された、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収や失業等で生活に困窮する世帯を対象とした特例貸付については、令和4年9月末で申請受けを終了したが、東京都社会福祉協議会が令和5年1月より順次償還事務を開始しており、社協も償還免除・猶予等に係る申請支援や生活困窮等に係る相談に対応するため、引き続き必要な体制を確保していく。

7 権利擁護センター事業

(1) 成年後見制度利用支援事業の充実

目黒区における成年後見推進機関として、制度や手続きに関する相談をはじめ、成年後見制度の周知・啓発、成年後見制度のさらなる利用促進に努める。

成年後見人の担い手である親族への支援、専門家の紹介、ネットワークづくりと同時に地域の担い手である市民後見人の養成を行う。

ア 法人後見の受任

親族や専門家の後見人を依頼することが困難なかたについては、社協が成年後見人等を法人として受任し、その後の状況により市民後見人につなげる。

イ 「めぐろ成年後見ネットワーク」との協働

弁護士、司法書士、医師、社会福祉士等の関係者と連携・協力を密にし、成年後見制度の推進を図る。区民向けに成年後見制度に関する講演会等を実施するとともに、区内の関係団体等の要請に応じて出張講座を実施する。また、区内の親族後見人を支援するため親族後見人交流会を開催する。加えて、各々の専門分野に応じて市民後見人養成講習のカリキュラムの企画調整と講義を担当するなど、市民後見人養成の一翼を担う。

ウ 市民後見人の養成講習の実施から選任まで

市民後見人について養成から選任、その後の支援までを一体的に取り組む。養成講習、実習等を通して、地域の中で社会貢献的な精神に基づき、後見業務を担う意欲のある区民（市民後見人）を一定数養成するとともに、その後も活動や研修を通してフォローを行う。また、法人後見サポーターから市民後見人へのリレー方式を積極的に推進していく。

エ 専門相談事業の充実

成年後見や遺産相続、遺言等の相談を職員が常時受け付ける一般相談事業のほか、弁護士や司法書士による月4回の専門相談事業を実施することで、より複雑で困難性の高い相談内容にも対応し、区民の成年後見等に関する利便性を高める。また、必要に応じて成年後見等受任候補者を紹介し、申立てやその後の制度運用が円滑に進むように支援する。

オ 成年後見制度の利用に係る報酬助成等

経済的な理由で成年後見人等を付すことができないなどの事情がある区民に対して、申立に必要な費用や後見人等の報酬を助成し、成年後見制度の利用促進を図る。

カ エンディングサポート事業

区民が安心して最後まで自分らしい人生が送られるように、終活に関する講演会や遺言、相続、任意後見契約などに関する相談会等を区の補助を受けて実施する。

キ 死後事務委任に関する調査・研究

自分の死後事務を頼みたいが、頼める人がいない区民に対する相談に適切に対応できるよう、関係団体等との連携を強化する。また、先駆的に取り組んでいる自治体に対する調査・研究を行うとともに、講演会等を実施して区民に周知する。

(2) 日常生活自立支援事業等の充実

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分ではないかた、及び身体障害者のかたが自立した地域生活を安心して送ることができるように、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行う。また、登録型生活支援員と協力して、利用者に対するサービスの向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、引き続き感染防止の徹底と利用者支援の適切な実施に努めていく。

(3) 苦情調整委員制度の運営

区や民間事業者が行う保健福祉サービスに関する区民の苦情や不満について、苦情調整委員（弁護士・大学教授・社会福祉士）が公正中立な立場で迅速に対応できるよう、福祉サービス等の質の向上を目指して苦情の申立につなげる。

(4) 相談管理・業務管理システムの効果的な運用

前年度に導入した相談管理及び業務管理システムを効果的に活用するため、計画的かつ効率的な運用に努める。

8 ファミリー・サポート・センター事業

(1) 協力会員の確保と研修等

民生児童委員をはじめ、地域活動を行っている方々を通じて事業を周知するとともに、休止中及び未活動の会員の掘り起こしや、在宅福祉サービスセンター、めぐろボランティア・区民活動センターと共催の合同説明会を開催し、協力会員の確保につなげていく。

基礎研修会やステップアップ研修会では、新たに「病気・栄養」の講座を加えるほか、実習の必要な「応急救護訓練・事故防止」を除きオンラインを併用して開催する。また、平日に仕事をしている会員が参加しやすいよう日曜日にも1回ずつ開催する。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために令和2年度から開催を控えていた協力会員交流会を開催し、困難事例の共有、会員同士のつながり、活動の継続を促していく。

(2) 目黒区との連携

特別な配慮を必要とする家庭も見受けられるため、区の関係所管課と緊密に連携を取り事業運営を行っていく。令和4年度は、事業へのつながりを円滑にするため、目黒区の子育て支援課・保育課の新任職員等に対するファミリー・サポート・センター事業説明会を初めて実施したが、令和5年度は対象部局を拡大して引き続き実施する。

(3) 利用会員登録方法の拡充

利用を希望する誰もが参加しやすいよう、オンラインでの事業説明会を従来よりも時間を短縮して平日及び日曜日に開催し、登録の手続きを行う。

また、オンラインでの参加が難しい場合や緊急を要する場合は郵送で手続きを行うなど、登録希望者の利便性を図る。

9-1 生活支援・CSW体制整備事業【生活支援体制整備事業】

高齢化の進展により生活支援が必要な高齢者が増える中、介護保険制度の改正により生活支援サービスの充実・強化が図られることとなり、地域の実状に応じて、従来の介護保

険事業者に加えて地域の多様な主体による支え合いの仕組みを広げることが必要とされている。

平成 29 年度から目黒区より第 2 層全 5 地区の生活支援体制整備事業を受託し、協議体の運営に取り組むとともに、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が安心して住み続けられるように地域における支え合いを推進していく。

(1) 第 2 層協議体の運営

地域活動者を中心とした住民や事業者等の参加により、地域の情報や課題を共有し、支え合いに関する話し合いを行うことで、ネットワークの連携と強化を図る。

また、地域での支え合い活動に対する区民意識の啓発と活動者の掘り起こし、ネットワーク強化のため、協議体メンバーだけでなく地域住民や事業者等と交流できる場づくりを展開していく。その積み重ねから、協議体運営の活性化と安定継続に取り組む。

(2) 報告・交流会等の開催

5 地区で協議体が立ち上がって 6 年が経過したが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により大人数での会合に制約があった。5 年度は、複数の地区や全域の協議体メンバーを対象にした報告会や交流会を企画し、これまでの各地区での協議体活動の振り返りと広域での協議体メンバー間の交流を図る機会を設ける。

9-2 生活支援・CSW体制整備事業【コミュニティ・ソーシャルワーク業務】

令和 3 年度から配置された CSW は、5 年度新たに 2 名増員され 10 名体制となる。それぞれの CSW の経験能力や持ち味を活かしながらも、取り組みの目的や役割など共通認識を持って業務に取り組めるようさらに体制の基盤強化に努める。

今後も「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制を構築するために、アウトリーチにより地域の中で潜在化しているひきこもりやダブルケア、ヤングケアラー等、既存サービスでは解決が難しい課題やニーズを見つけ出し、本人に寄り添いながら支援を行う。

また、食支援に関するプラットフォームなど、個別支援や地域のネットワーク等から発見した地域課題に対し、地域住民や関係団体とともに解決に向けて取り組む。

(1) 出張相談等の実施

令和 4 年度は、CSW の認知度を上げるために、それまで関わりの薄かった障害・児童（子ども）の分野の関係機関や活動団体等への周知活動に注力した。5 年度は、分野に限らず、他機関や団体の活動の場において出張相談を実施する。CSW が出向くことで、相談のハードルを下げ、地域の困りごとを受け止める機会を増やす。併せて CSW の認知度向上を図る。

(2) インターネットや SNS を活用した情報発信

これまでどおり「みんなの・ささえあいレポート」を年 3～4 回程度発行するほか、ホームページやフェイスブックを活用した情報発信に力を入れていく。情報の掲載頻度を増やし、CSW の日頃の取り組みを紹介することで、多くの世代に広く周知する。

(3) ひきこもり支援の推進

令和4年度に自主グループとなったひきこもり家族会について、令和5年度も引き続き側面的なサポートを行っていく。ひきこもり学習会も開催しながら、潜在化しているひきこもりに悩む家族を見つけ、家族会への参加につなぐ橋渡しを行う。

また、SNS等も活用し当事者や家族の声を聞ながら、当事者の居場所づくりや拠点候補となる場所について検討していく。

さらに、ひきこもり支援を行っている区関係部署と連携を図り、一体的な支援を展開していく。

(4) 個別相談の積み上げ

制度の狭間にある相談について、相談者に寄り添い、関係機関等との連携を図りながら解決へのアプローチを実践していく。関係機関等が主催する支援会議に出席するほか、事例検討会を定期的開催し、個別相談ケースを多角的に振り返ることで、CSWのスキルアップと全体的な経験値の底上げを図る。

10 ひとり親貸付事業

東京都社会福祉協議会が実施しているひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の経由事務を行う。

11 歳末たすけあい事業

12月に歳末たすけあい・地域福祉募金を目黒区民生児童委員協議会とともに、町会・自治会の協力を得て実施する。

募金は歳末たすけあい・地域福祉募金の配分計画に基づき、一人暮らし高齢者などへの見舞金と地域福祉を推進するための活動や事業に活用する。

募金目標額については例年2,400万円としているが、募金実績は平成24年度から逡減傾向にあり、平成27年度以降は2,000万円余で推移してきた。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動が自粛され、1,700万円余にとどまったが、令和3年度及び令和4年度は若干ではあるが増に転じた。

新型コロナウイルス感染症の動向を見極めつつ、引き続き社協窓口分の増強に努め、目標額に到達できるように積極的に働きかけを行う。具体的には、高等学校、専門学校等の学校や団体へ街頭募金の協力依頼を行うほか、目黒区職員や官公署等の職員への募金協力依頼や区内福祉団体等にも広く呼びかけ、関係者による募金協力を努める。

なお、募金を活用した助成事業については、より効果的な活用を図るため助成金審査会で審議する。

12 障害福祉サービス事業

指定障害福祉サービス事業所として、障害者総合支援法の自立支援給付による居宅介護、重度訪問介護、同行援護を行い、併せて地域生活支援事業による移動支援事業を実施する。他の民間事業所では対応が難しい利用者への援助等を継続していく。

利用者のニーズに応え、利用者満足度の高いサービス提供ができるよう、ヘルパーの増員を図るとともに、ヘルパー研修やケアカンファレンス等の充実により、ヘルパーの介護知識及び技術のさらなる向上に努めていく。

特に、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等を対象として、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な援護とともに情報提供等を行う「同行援護」については、資格取得のための講座受講費用の一部を補助し、事業所として積極的な人材確保に努める。

また、目黒区心身障害者（児）緊急時等見守り事業を目黒区から受託し、主介護者の一時的な不在により、障害者（児）が緊急かつ一時的に在宅での見守り等が必要になった場合や、医療的なケアを要しない重症心身障害者（児）の主介護者にリフレッシュのためのレスパイトを実施した場合などに対して助成を行う。

II 公益事業

1 居宅介護支援事業

目黒区や包括支援センターと連携を図りながら、適時適切に周知を行い、高齢者虐待や権利擁護の視点が必要なケース、高齢者のみではなく家族全体のケアを要するケース、生活困窮世帯ケース等、複数の課題を抱える利用者へ積極的に対応していくことにより、社協の居宅介護支援事業所としての信頼に応えていく。

また、目黒区における地域包括ケアシステムの推進に寄与できるよう、①地域活動の積極的な活用、②医療機関との連携、③介護サービスや施設等との連携の3つの方針に応じた事業運営に取り組み、ケアプランの質の向上に努める。併せて、利用者が必要とするサービスを自ら適切に選択できるよう、介護サービス情報を積極的に提供し、利用者への説明責任を果たしていく。

さらに、令和3年度介護報酬改定において3年間の経過措置が設けられた①感染症対策の強化、②事業継続に向けた取組の強化、③高齢者虐待防止の推進、④ハラスメント対策の強化のうち、②～④については令和4年度に整備した措置を着実に実施するとともに、①に係る措置について令和5年度中に整備する。

2 地域包括支援センター事業

地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制において、「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」として、高齢者だけでなく、障害者、子ども、生活困窮者、また、世帯が抱える複合課題を丸ごと受け止め、目黒区及び関係機関と連携を図り、医療、介護、予防、住まい、生活支援等が切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築をさらに進める。

センターの基本業務である総合相談、介護予防、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等の各種事業及び介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに継続的に取り組み、

保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が地区の特性に合わせ、それぞれの専門性を活かしながら、住民の生活を支える。

令和5年度は、地域ニーズや課題把握のために、出張相談の充実拡大、アウトリーチ（計画的な実態把握と日常的な訪問支援）、二層協議体やCSWとの連携強化に重点を置いた取組を行う。

（１）総合相談支援機能の強化

近年社会問題化しているダブルケア、8050問題、ヤングケアラーなど、区民のさまざまな課題を受け止め、関係機関と連携しながら社協の基本理念に寄り添った事業運営を行う。アウトリーチの実施、在宅療養相談と支援の充実を図る。認知症の支援では早期発見早期対応に全職員で取り組み、認知症の初期集中支援事業・アウトリーチ事業等を活用し、本人家族に対する支援を行う。

（２）センターの認知度向上への取組

センターは、「地域の身近な保健福祉の総合相談窓口」として、さらなる認知度向上の取組を進める。

広報活動による周知活動継続のほか、地域内のさまざまな団体の活動やイベント等に参加し認知度向上を図る。

また、出張相談については、企業や医療、関係団体等との協働により、場所や開催を工夫し、より住民に知ってもらい、役立つ出張相談となるように進化させる。

（３）地域のネットワーク構築の推進

南部第1地区・第2地区民生児童委員協議会の地域範囲を対象にセンターを2係制とし、目黒区民生児童委員協議会及びその地域の社会資源や関係団体との地域活動の展開を行い、ネットワークを構築する。地域団体とのネットワーク強化のほか、二層協議体事務局やCSWなどの社協機能を活かして地域とともに新たな社会資源の開発づくりやネットワーク構築を図る。

Ⅲ 収益事業

1 自動販売機管理事業

社協が、目黒区行政財産の目的外使用許可を得た目黒区総合庁舎（証明写真機）ほか7施設（飲料）に自動販売機を設置し、事業者から手数料収入を得ている。

令和4年度は、新型インフルエンザ感染症の影響による売上減等で業者から自動販売機撤去の申出があったほか、マイナンバーカード普及のため証明写真機の利用が制限された期間があった。今年度は収益が見込まれる自動販売機の設置を検討するとともに、引き続き適切な管理を行い収入確保に努める。